

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる
三重県づくり条例」の解説

令和3年3月
三 重 県

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる

三重県づくり条例」の解説

※本資料は、各条文の趣旨等の説明及び参考情報を掲載しています。

目 次

(1) 条例の目的・めざす社会	
条例の名称	1
前文	1
(目的) 第一条	2
(定義) 第二条	6
(2) 基本理念(社会実現のための施策のあり方・共通認識)	
(基本理念) 第三条	8
第四条	9
(3) 責務・役割について	
(県の責務) 第五条	14
(市町の役割) 第六条	14
(教育に携わる者の役割) 第七条	15
(県民の役割) 第八条	15
(事業者の役割) 第九条	16
(4) 基本的施策について	
(基本計画) 第十条	17
(広報及び啓発) 第十一条	17
(研修等の実施) 第十二条	18
(教育の推進) 第十三条	19
(相談への対応等) 第十四条	20
(社会生活及び社会参加における対応) 第十五条	21
(顕彰) 第十六条	23
(5) その他	
附則	23

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

(1) 条例の目的・めざす社会

条例の名称

「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

性の多様性が理解され、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合うことで、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会づくりを三重県全体で進めることを表します。

前文

三重県は、豊かな自然に包まれた南北にわたる多彩な県土を有し、東西の交通の結節点としてさまざまな交流を通じ、多様な価値観を受け入れ、多様性に満ちた文化を育み、先人からの英知を受け継ぎつつ新たな価値を創造し、発展してきた歴史ある地である。

このような歴史を踏まえ、三重県では先駆的に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向及び性自認などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮し、参画・活躍できる多様性を認め合う地域社会の実現を目指して取り組んでいる。

誰一人取り残されることのない社会の構築は、人類共通の課題であり、性的指向及び性自認を理由とした差別や偏見は決して許されず、学習、就労、地域活動等の社会生活上の制限なく、将来の子どもたちにとっても、多様な個性が生まれ、能力発揮の機会が平等に保障されなければならない。

また、私たちは一人ひとり尊い存在であり、性別、性的指向及び性自認をはじめ価値観、生き方などもさまざまである。誰もが自らの生き方を選択し、自分らしく生きられるよう、お互いを理解して交流し、一人ひとりが社会の一員として分断ではなく支え合う温かい三重県を未来にわたり築くことは、私たちの願いである。

ここに、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性(以下「性の多様性」という。)を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、教育に携わる者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性が理解され、もって、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

<趣旨等>

条例の制定目的を明らかにし、条例の全体像を示しています。

私たちの社会は、性別、性的指向及び性自認をはじめ、価値観、生き方など一人ひとり違い、そのさまざまな人々がともに生活をしています。性のあり方については、性的指向が異性愛であり、男女の性別に違和を感じない多くの方々があります。その一方で、例えば同性愛であることや、性同一性障害や生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があることなどで、不安や課題を抱えるの方々があります。

性的指向や性自認について他者に明らかにするかどうかは、基本的に本人の自由であるべきものですが、周囲の反応に対する不安などを感じる当事者の方々は、性の多様性への理解が社会の中で浸透することで、生きやすくなり、個性や持てる能力を発揮でき、自分らしく生きていくことができます。

県民一人ひとりが性の多様性について理解し、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、お互いに多様な生き方を認め合うことができるようにするため、学校、職場、地域など社会全体で取り組まなければなりません。

(主な課題)

- 性の多様性についての理解不足による差別、偏見などの解消が必要
(課題例) 差別的な発言、いじめや自殺念慮の要因となる可能性
アウトティング(本人の秘密を、本人の同意もなく他の人に伝えること)
など
- 相談や情報提供などの支援による不安の解消が必要
(課題例) 家族や身近な人に相談できない、情報収集や相談できる場所が必要など
- 職場、学校、地域など暮らしにおける困難の解消が必要
(課題例) 制度、慣行、設備での困難 など

【参考 1】

県では、2020 年 7 月に LGBT 等県内当事者アンケートを実施しています。

対象：LGBT など当事者で三重県内に在住、在学、在勤の経験がある方

回答者：46 名

方法：県のアンケートシステムを活用し、県内当事者支援団体等に周知の協力をいただき実施

問1	三重県内で、当事者であることで、特に、どのようなことに悩んだり、困ったりしていますか(しましたか) (具体的に自由記述)
問2	三重県内(例えば、学校、職場、家庭、地域など)において、特に具体的にどのようなことに取り組んでほしいですか。(具体的に自由記述)
問3	問2の理由を教えてください。(自由記述)
問4	ご自身の性的指向や性自認について(自由記述、任意)
問5	あなたの年齢(年代)について教えてください。(任意)

アンケートは、県ホームページ 第1回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例(仮称)検討会議」資料(令和2年8月5日)及び県議会環境生活農林水産常任委員会(令和2年10月7日)資料において公開しています。

【参考 2】

東京オリンピックにおけるオリンピック憲章では、性的指向を理由とした差別を受けることなく、権利及び自由が確実に享受されなければならないことが明記されています。

オリンピックの根本原則 (関係箇所) 2020年版

6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

【参考3】

三重県では、2016年に開催された伊勢志摩サミットを機に、これまでの取組をさらに進め、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざし取り組んでいます。東京オリンピック・パラリンピックに続き、2021年に開催を予定している「三重とこわか国体・とこわか大会」は、県全体で、ダイバーシティ※について、考え、行動していく好機です。

※県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる」地域社会(ダイバーシティ社会)の実現をめざしています。

【参考4】

2019年度「人権課題に関する三重県民意識調査」実施(有効回答数 1,146人)

※以下は、関連する設問の抜粋です。

【問】性的指向や性自認に関わるLGBTなどの性的マイノリティの人びとについて、現在、どのような問題が起きていると思いますか。(あてはまる回答すべてに○をつけてください) 【%】

職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること	46.9
就職・職場で不利な扱いを受けること	40.7
差別的な言動をされること	47.1
アパートなどへの入居を拒否されること	16.1
宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること	12.1
じろじろ見られたり、避けられたりすること	37.4
同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていないこと	46.0
特にない	11.6
わからない	23.7
その他	0.8
無回答	3.1

【参考5】

性的指向や性自認について、包括的な法律はなく、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、唯一の現行法です。

国内では 2004 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断と一定の要件を満たすことで、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

性同一性障害の診断には、性別違和が持続的にあることを確認するため一定期間において診察を行う必要があり、違和の苦痛から自傷行為を伴うものもあれば、家族や友人、職場等の人間関係の進展において弱まることもあるなどの課題を抱えられる方々もいます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」関係箇所抜粋

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判)

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

性同一性障害(GID : Gender Identity Disorder)は、精神医学における診断名ですが、2018年6月にWHO(世界保健機関)において国際的診断基準である「国際疾病分類」の精神疾患から外されました。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。

<趣旨等>

条例において基礎的かつ重要な用語を挙げています。

性的指向は、好きになる相手、性的対象が誰であるかという指向をいい、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛などさまざまです。

性自認は、アイデンティティ(同一性)としての自己の性別についての認識をいいます。性自認は、出生届(生物学的性別)や戸籍上の性別と異なることもあります。

生物学的性別と性自認が一致しない性別違和があるなどで不安を抱える方もいます。性同一性障害という医療的な診断を受けられている方、性別適合手術を受けられる方、「性同一性障害者の性別の取扱いに関する法律」に基づき、戸籍を変更される方もいます。

性的指向や性自認は、本人の意思や趣味の問題ではなく、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられます。一方で、例えば、「成長段階で、性的指向と性自認のいずれの違和感か、子どもが明確に自覚していない場合」や「違和感に強弱がある場合」があるなど、性的指向や性自認は、揺らぐこともあります。

【参考1】文部科学省の通知について

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」の中では、以下のことが記載されています。

「性別に関する違和感には強弱があり、成長に伴い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に 15 歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。」

【参考 2】 さまざまなケースがあります。

性的指向について、結婚後にわかるという場合もあります。また、生物学的性別への違和感は成長と共に強くなることもあれば、弱くなることもあります。思春期に強烈な違和感を感じていながらも更に成長すると解消することもあります。

(2) 基本理念（社会実現のための施策のあり方・共通認識）

（基本理念）

第三条 性の多様性に関する施策は、性的指向及び性自認にかかわらず、全ての人の人権が尊重されるとともに、社会のあらゆる分野の活動に参画でき、一人ひとりが個性及び能力を発揮することができ、並びに多様な生き方を選択できることを旨として、推進されなければならない。

<趣旨等>

県では、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる」地域社会（ダイバーシティ社会）の実現をめざしています。

こうした中、性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられ、自らの意思ではあらがえない悩みや不安を抱えている方々があります。また、他の性別で社会生活を営み、社会的に受容される事を望み、性別適合手術を受けることを選ぶ方々もいます。性のあり方が多様であることへの社会の理解不足による差別や偏見、社会生活上の制約があるなどの問題があります。

性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、学習や仕事をはじめさまざまな活動等での社会参加が制限されたり、活躍の機会を失われたりすることなく、一人ひとりが個性や能力を発揮し、いきいきと自分らしく生活できる多様な生き方に寛容な社会を構築する必要があります。

また、自らの意思で生き方を選択できるとともに、社会の一員として、社会づくりにおいて責任を分かち合うことができることも重要です。

上記のことから、性の多様性に関する施策の推進は、性的指向及び性自認にかかわらず、①人権の尊重がなされること ②社会参画の保障と能力発揮の機会の確保 ③多様な生き方が選択できること、のために行われなければならない旨をうたっています。

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならず、及び性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、禁止し、又は本人の意に反して、正当な理由なく暴露（本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

<趣旨等>

本条は、基本理念に位置付け、社会における共通認識となるべき規範として、明示しています。

(1) 不当な差別的取扱いに関して

(ア) 主旨

性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、社会生活や社会参加が制限されることなく、一人ひとりが個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できることが重要であり、性のあり方を理由とした差別は決して許されるものではなく、また、そのことが理由で、さまざまな場面で個性や能力を発揮する機会が失われてはなりません。

(イ) 不当な差別的取扱い

性的指向又は性自認を理由とした不当な差別的取扱いとは、就職や待遇など職場等においての不当な差別的な取扱いや、偏見によって起こる差別、誹謗・中傷など差別的な言動により傷つけるものや、SNS 及びインターネット上での差別的表現の書き込みなど、実害につながるものを想定しており、それらを未然に防止することが必要です。

(ウ) 性の多様性の受容

性の多様性の受容のために、さまざまな場面で、性の多様性に関する理解促進や、制度・慣習の見直し、環境づくりなどの改善、個別具体的な対応の検討・調整などの努力が求められます。

(エ) 他者の保護との関係

自らの性的指向や性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる場合があり、性の多様性は受容されるべきものですが、他者の保護との関係から課題となる部分、制限される部分もあると考えます。

このような課題等は時代の変遷のなかで、課題そのものが変わっていく可能性もあります。

例えば、公衆浴場の浴室・脱衣室、宿泊施設の共同浴場、トイレなど、関連法

規等に基づき男女に区分した施設の構造を規定している場合、公共の場における女性への配慮を念頭に定められたものであり、個別具体的に判断すべきです。施設ごとの各現行法規で判断していくことが考えられます。

【参考1】

「公衆浴場における衛生等管理要領」のⅡ-第1-3 脱衣室の(1)には「男女を区別し、その境界には隔壁を設けて、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。」と規定され、また4 浴室の(1)には「男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。」と定められています。同様の内容が「旅館業における衛生等管理要領」にも定められています。

(2) 性的指向又は性自認の表明に関して

(ア) 社会の共通認識として

例えば、一般的に恋愛などの告白や、自身の秘密を誰かに相談することは繊細なものですが、特に社会の偏見や差別がある中では、性的指向が異性愛でない場合や、生物学的性と性自認とが一致せず性別違和があるなどの当事者の方にとっては、本人の性的指向や性自認を誰かに伝えるかどうかは、極めて切実かつ重要な問題であることを、誰もが認識しておく必要があります。性別適合手術を受け、戸籍変更後の性別で社会生活をおくられている方の中には、出生時の性別を知られたくない方もおられ、性的指向や性自認の表明に関しては、本人の過去の状況も含め、本人の心を傷つけたり、周囲との人間関係を壊したりしないよう、幅広く捉えることが必要となってくるものと考えられます。

本条後段では、カミングアウトの強制(及び禁止)や本人の同意のない暴露(アウトティング)は、当事者を傷つけ、周囲との人間関係や就労環境を不安定にしかねないため、「してはいけない」ことであることを、社会における共通認識となるべき規範として端的に明示しています。

罰則等を伴うというのではなく、訓示的な規範として端的に明示し、社会の中での共通理解を広げ、そのことを踏まえた対応の事例が、社会の中で積み重ねられていくことで、差別等の未然防止や多様な生き方を認め合う社会づくりにつなげていくということが、基本理念に位置づける意義であると考えています。

(イ) カミングアウト

カミングアウト(本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること)をするか、しないかは本人の自由意思に委ねられるべきです。

自らの性的指向や生物学的性別への違和の現実を周囲に表明することは、自らの選択で行うべきものです。周囲の者がこれを強制し、また強要すべきものではありません。

(ウ)本人の同意のない暴露(アウトティング)

「暴露」とは、本人が秘密にしていることを明るみに出すという意味です。本人が公にしていらない秘密にしている内容を、本人の同意なく、他の人に伝えることはしてはいけません。

「正当な理由」というのは、本人に確認するのを待っていては命に関わるような緊急事態や、個人情報保護を前提としつつも裁判における必要な対応など、本人の同意を得ることができないケースなどが想定されます。

「本人の同意をとっていないが、良かれと思って伝えてあげた」というような本人の意思を確認しようとするればできるのに、その行為をせず、勝手に判断して情報を伝えることは、この条例における暴露にあたります。

(エ)相談できる環境

相談やカミングアウトされた側は、どのように対応していくかということについては、当事者本人とよく話し合うことが重要です。

また、伝えられた者が、どうしてもいかわからない場合なども想定されることから、本人の確認や同意がとれれば、その範囲で情報を伝えていいということや、どこへ相談したらいいのか、相談先の周知が必要です。

あわせて、当事者だけでなく、情報を伝えられた者、相談を受けた者も、相談機関等へ相談できる環境づくりを進めることが重要であり、県として相談体制の充実に取り組む必要があります。

性の多様性にかかる課題解決については、個人情報に関わる内容が多く、行政(県、市町)だけでなく、委託の場合は受託団体も、守秘義務を含め、法令遵守が必要です。

(オ)各事例について

いくつかの場面や事例について、以下に記載します。

《例えば、カミングアウトの強制の事例》

カミングアウトの強制については、例えば、カミングアウトを受けた上司が、当事者本人に、「周囲の理解が必要なので、同僚にも言っておくように」など、悪気なく、カミングアウトを強制してしまう例などが想定されます。

《例えば、職務上知り得た情報》

職務上知り得た情報をみだりに漏洩してはならないことは、その内容にかかわらず責任ある立場にある者にとって社会通念上常識であり、職種によっては法で守秘義務が規定されています。

もし、性のあり方に関して役職上これを知ることになり、打ち明けた当事者がこの事の周知を望まない場合は、その意思は尊重されなければならない、本人の同意無しに他者に漏洩することは許される行為ではありません。

本条例の目的を阻害する暴露に当たります。あくまでも表明は本人の自由意思によるものでなければなりません。

公務員、相談機関の相談員は、個人情報について業務上扱うことから、守秘義務があり、個人情報を漏洩することなく適正な対応をすることが必要です。

【参考2】

令和2年6月1日に施行された改正労働施策総合推進法では、職場でのアウティング（本人の同意のない暴露）について、パワーハラスメントにあたることなどが示され、事業主のパワハラ防止対策強化が進められています。（令和4年4月からは全ての事業所で義務化されます。）

また、性的指向・性自認に関するハラスメントを含めたセクハラ等の防止対策強化は、事業所規模を問わず、令和2年6月1日に施行されています。

《学校現場において》

学校現場においては当事者もそうでない子どもたちも、思春期の心の葛藤を伝え、恋愛にまつわる内容を相談し、その事によって人間関係を傷つけなくても良いようにする必要があります。

性的指向や生物学的性別への違和感に関して、安心して相談できる環境を整えるよう努めることが必要です。文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」によれば、『最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること』とされています。

また、同資料によれば、『教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒

やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること』とされています。

相談を受けた教職員は打ち明けられた場合に、相談した者や関係者との人間関係が壊れてしまうことのないよう適切に対処できることが求められます。

【参考3】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下の記述もあります。

「医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。」

《例えば、性同一性障害のケース》

性同一性障害により性別適合手術を受けた人は、変更した性での生活、社会の受容を求めており、適合手術前の性別を他者に暴露されることを望んでいません。性別適合手術を受けていても戸籍の変更が出来ない場合もあり、性の表明には解決すべき課題があります。

また、性別適合手術を受ける前の過渡期の若年層や最終的に性別適合手術を受けなかった人の性自認に関しては過去のことだとしても、医師などが職務上知り得た情報を漏洩しないことは大前提であり、その他関わりのあった人が本人の同意を得ずに秘密を漏洩することは当事者を傷つけることになってしまいます。

《例えば、恋愛の告白について》

好意を持つ相手に自分の思いを伝えることは、誰にとっても繊細な問題であり、結果によっては、心が傷つくこともあります。同性愛などの当事者においては、相手が異性愛である可能性があり、一層切実な問題であることを理解する必要があります。

他方、一般的に、好意を告げられた側がその思いに応えられない場合、そのことを、過剰に重荷に感じる必要はないものと考えてよく、告げられた秘密を隠し続けるために一人で苦悩することのないよう、相談できる環境づくりが重要となってきます。

(3) 責務・役割について

(県の責務)

第五条 県は、前二条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、それぞれの施策の実施に当たっては、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する施策について、市町及び関係機関と連携協力し、推進するものとする。

4 県は、基本理念にのっとり、国及び市町が実施する性の多様性に関する施策について協力するものとする。

<趣旨等>

県は、当該条例に掲げる、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策を計画的に実施します。県は実施する各施策においても、性の多様性に関する必要な措置を講じます。

県は、基本的な施策に関して、市町や国の機関（例：法務局、労働局）、相談機関などの関係機関の協力が必要であり、市町や関係機関に協力を求め、連携します。また、国及び市町の施策に協力していきます。県の施策の推進にあたっては、めざす社会に向けて、市町を支援、補完をすることも必要です。

加えて、県は、経済団体、労働団体、教育機関、県民などさまざまな主体と連携し、取り組むことも重要です。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

市町の役割として、実施する施策において、例えば、職員研修、広報・啓発をはじめ、市町の取組状況などの実情に応じて、推進に努めることとします。

（教育に携わる者の役割）

第七条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、教育活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<趣旨等>

教育に携わる者の役割として、研修等を通じて理解を深め、発達段階に応じた児童生徒などへの理解を促すための教育や学校等における体制整備など、それぞれの教育現場に応じた取組に努めることとします。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を参照してください。

（県民の役割）

第八条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

県民の役割として、性の多様性に関する理解を深めること、県の施策への協力をうたいます。例えば、関連書籍を読む、研修や啓発イベントなどの学習の機会に参加していただくことも理解を深めることにつながります。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、職場環境及び事業活動において、性の多様性を認め合うことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する性の多様性に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<趣旨等>

事業者の役割として、理解を深めるとともに、公正採用、ハラスメント防止対策、労働安全衛生面など職場環境面や顧客対応において、事業者の実情に応じた、性の多様性に関する理解に基づく行動に努めるとともに、県の施策への協力をうたいます。

(4) 基本的施策について

(基本計画)

第十条 県は、性の多様性に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、性の多様性に関する施策について定め、毎年一回、当該施策の実施状況を公表するものとする。

<趣旨等>

県は、当該条例に掲げる、広報・啓発、研修等、教育の推進、相談への対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、三重県男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置づけ、三重県男女共同参画審議会において、審議し、年一回、施策の実施状況について報告（公表）します。

性の多様性に関する施策については、審議会の中に専門部会を置いて、調査及び審議をします。

(広報及び啓発)

第十一条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、性の多様性を認め合う社会の推進に関する県民等の自発的な活動を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

<趣旨等>

県民、事業者等が、その役割を果たすため、県として必要な広報、啓発を行うことを定めます。広報、啓発にあたっては、訴求力のあるもの、わかりやすいものとするなど工夫することも大切です。また、社会の中で、当事者を支援したり当事者とともに活動したりする方々の存在が増えることは、性の多様性を認め合う社会の実現につながっていくものと考えられ、県民等の活動を促すことも重要です。

加えて、当事者や、当事者支援等をする方々との交流やコミュニケーションは、理解を深める機会となり、そのような機会の確保も重要な視点です。

(研修等の実施)

第十二条 県は、県の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うものとする。

2 市町は、市町の職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校の教職員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

4 事業者は、従業員が性の多様性に関する理解を深め、適切な対応ができるよう基本理念を踏まえた必要な研修等を行うよう努めるものとする。

5 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の研修等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。

<趣旨等>

県は行政サービスを行う上で、職員が性の多様性に関する知識を持ち、適切な行動をとれるよう、研修、啓発を行うことを規定します。県では職員ガイドラインの活用などで、職員への周知を図ります。

また、市町、学校、事業者は、その組織内での研修に努めることをうたいます。

基本理念を踏まえ、性の多様性に関する知識を学び、理解を深めていくことが重要です。

組織においては、意思決定をする立場や相談を受ける立場の方、例えば、学校であれば、管理職や担任をはじめとした教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどへの研修が重要と考えられます。また、組織全体で啓発や研修を取り組んでいくためにも、学校であれば教職員、保護者、地域の人々などの声、事業所であれば従業員の声を幅広く聴くということも大切です。

県は、国の関係機関や相談機関、市町と連携して、例えば、研修に活用するガイドラインの作成など、学校、事業者の取組を支援することとします。

【参考】

改正労働施策総合推進法（2020年6月施行）においては、事業主の責務の一つとして「事業主は、優越的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない」と規定され、アウティングはパワハラの一つとして示されています。

厚生労働省の指針「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずるべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号 令和2年6月1日適用時点）」で、「プライバシー保護の観点から、『労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報については、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること。』のように機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。」という旨が示されています。

（教育の推進）

第十三条 県は、市町及び学校の設置者と連携し、学校教育及び社会教育を通じて、性の多様性に関する人権教育を推進するものとする。

＜趣旨等＞

県は、市町とも連携し、学校、生涯学習施設などで、性の多様性に関する人権教育の推進を図ります。発達段階に応じた児童生徒などへの教育や、生涯学習の機会を通じて幅広い年代に理解を広げることも重要です。

なお、成長段階にある子どもに対しては特に慎重に指導する必要があります。

教育においては、性的指向や性自認は成長段階によって揺らぐことがあるという認識のもと、成長段階にある児童生徒に対して、専門的な指導も含め、多面的に進めることが必要です。例えば、性自認に関してはさまざまなケースの診断経験のある医師から話を聞くなど、子どもたちに提供する情報には十分な配慮が必要です。

また、多様な性のあり方を知るため、当事者の置かれた状況について、一事例が全てであるとの認識となることのないよう、多くの異なる状況を幅広く理解するということが必要な観点です。性別適合手術の決断や性的指向の表明など、自身の性に関する認識や決断は、人生を大きく左右しうることを踏まえて、成長

の状況を見極めつつ、見守る姿勢も大切です。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」には、以下の記述があります。

「医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。」

(相談への対応等)

第十四条 県は、性の多様性に関する県民等の相談に対応する窓口の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、関係機関と連携して、適切な対応及び必要な情報提供を行うものとする

- 2 学校の設置者は、児童生徒及び教職員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員が性の多様性に関する相談を行うことができるよう適切な対応に努めるものとする。
- 4 県は、学校の設置者又は事業者が行う前二項の相談への対応等について、関係機関と連携して支援を行うものとする。
- 5 県は、第一項の相談窓口等で対応した事例等を蓄積し、相談対応等の充実を図るものとする。

<趣旨等>

県男女共同参画センター「フレンテみえ」における専門電話相談には、当事者のさまざまな不安や困難を抱えられている相談が寄せられています。

また、当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域などで当事者から相談を受けて対応に苦慮している方からの相談も増加することが考えられます。

直面するさまざまな課題に対して、丁寧な相談、救済や解決につながるよう、適切な相談対応とともに、さまざまな事案に応じて、必要な情報提供や他の機関（法律関係、労働関係、医療関係）の紹介などのための関係機関とのネットワー

クを確保します。また、必要な個別対応が適切に行えるように、寄せられた相談の声や対応事例などを蓄積し、相談対応や情報提供の充実や、今後の県の施策に生かし改善を図るとともに、その成果を市町とも共有するなどの体制の整備を図ります。

一方で、当事者同士や当事者の支援者等が交流したり、悩みなどを意見交換したりできるような当事者等の居場所づくりを考えていくことも大事です。

また、学校及び事業者は、児童生徒及び教職員、従業員が、性的指向及び性自認の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることを規定します。

県は、国の関係機関や相談機関、市町と連携して、例えば、相談員研修の実施など、学校、事業者の取組を支援することとします。

(社会生活及び社会参加における対応)

第十五条 県は、性的指向又は性自認を理由とする社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関と連携し、次に掲げる事項について、合理的な配慮の下に、施策の推進に努めるものとする。

- 一 性的指向及び性自認にかかわらず、児童生徒が安心して学び、及び育つことができる環境づくりに関すること。
- 二 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが安心して働くことができる環境づくりに関すること。
- 三 性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりに関すること。

<趣旨等>

性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりすることが難しいものと考えられ、自らの意思ではあらがえない悩みや課題を抱えている方々がいま

す。
性のあり方にかかわらず、個人が尊重され、学習や仕事をはじめさまざまな活動等での社会参加が制限されたり、活躍の機会を失われたりすることなく、一人ひとりがいきいきと自分らしく生きられ、また地域で安心して生活できるよう、さまざまな主体と連携して、一人ひとりの多様な生き方を認め合うことができる環境づくりについて、県は努めていくこととします。

国の2020年度人権教育・啓発白書においては、性的指向及び性自認の人権について、「偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえある、社会の中の偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめら

れたりするなどの差別を受けている。」と記載されています。

また、2020年7月に実施した県内当事者アンケートでは、性別欄、制服などの見直し、トイレの設置、あるいは、診療機関の確保、パートナーシップ制度など、ソフト、ハードの両面にかかるさまざまな声がありました。

性のあり方にかかわらず、児童生徒が安心して学び、育つことができるよう、例えば、児童生徒、保護者を対象とした、学校内などでの十分な話し合い、教員等間の連携（チームでの適切な対応）、制服のあり方の見直しなどのソフト面や、学校施設の状況に応じた改修の検討など、環境づくりに努めていくことが考えられます。誰もが安心して働くことができる環境づくりについては、例えば、公正採用への啓発、職場環境の向上に向けた取組促進、事業者内の制度の見直しなどの促進が考えられます。性のあり方にかかわらず、誰もが地域に根ざし安心して暮らすことができる環境づくりについては、例えば、パートナーシップ制度導入などを含めた生活上の課題への対応に加え、地域での共通理解や交流が広がる取組が考えられます。

ここでいう「合理的な配慮」は、実施に伴う負担が過重でない範囲で、必要かつ適切な対応や調整をすることです。当事者一人ひとりが抱える困難や取り巻く状況はそれぞれ異なり、さまざまな課題に直面しています。個別の事案ごとに、現行法制度の中で、実現可能性の程度（物理的、人的制約など）、費用負担の程度、事務・事業規模などを考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断していくことが必要です。負担が過重であると判断した場合には、求めに応じて、その理由を説明し、理解を得るよう努めることも重要です。

【参考】

文部科学省の2016年4月「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の中では、「学校生活の各場面での支援」として、授業やトイレなど具体的な事例が紹介されています。

(顕彰)

第十六条 県は、性の多様性を認め合う社会の推進に寄与した者を顕彰することができる。

<趣旨等>

県は、優良団体の顕彰など、各団体の取組の促進を図ります。

(5) その他

附則

1. この条例は、令和3年4月1日から施行する。
2. この条例の規定については、社会情勢の変化等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置が講ぜられるものとする。

